

# 流山市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 条例改正の理由

災害対策基本法が改正されたことに伴い、関連する流山市防災会議の所掌事務を変更するため、流山市防災会議条例の一部を改正する条例を制定し、同条例を改正するもの。

## 2 改正の概要

流山市防災会議の所掌事務の見直しについて

平時と災害時における役割を踏まえ、防災会議における所掌事務の災害に関する情報の収集については、災害対策本部において一元的に事務を行うことが効果的であるため、所掌事務から削除し、また、防災会議には、防災に関する諮問機関としての機能を強化する観点から、所掌事務に追加するもの。

## 3 流山市防災会議条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) 流山市水防計画を調査審議すること。</p> <p>(3) <u>市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p><u>(4)</u> 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) 流山市水防計画を調査審議すること。</p> <p>(3) <u>市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p><u>(4)</u> <u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p><u>(5)</u> 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p>